

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の税率の改正について

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から税率が改正されます。

- 法人県民税（法人税割）の標準税率が引き下げられます。
法人住民税（法人税割）の税率引下げ相当分について、地方法人税が国税として創設されます。
- 法人事業税（所得割・収入割）の税率が引き上げられ、地方法人特別税の税率が引き下げられます。
地方法人特別税の規模が1/3縮小され、法人事業税に復元されます。

※税率については裏面をご覧ください。

【参考】地方法人税（国税）の創設

平成26年度税制改正により地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を引き下げ、その引き下げ相当分について法人税額を課税標準とする、税率4.4%の地方法人税が（国税）が創設されています。

税率改正後初年度の予定申告について

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の税率が改正されることに伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、経過措置が設けられています。

- 法人県民税（法人税割）
 $(前事業年度の法人税割額 \times 3.8) \div 前事業年度の月数$
- 法人事業税
 $(前事業年度の法人事業税額（割ごとの額） \div 前事業年度の月数) \times 7.5$
- 地方法人特別税
 $(前事業年度の地方法人特別税額 \div 前事業年度の月数) \times 4.0$

【お問い合わせ先】

東部県税局	徳島庁舎	県民税・事業税担当	088-626-8843
	吉野川庁舎	課税担当	0883-26-3921
南部総合県民局（経営企画部）	阿南庁舎	県税担当	0884-24-4120
西部総合県民局（企画振興部）	美馬庁舎	県税担当	0883-53-2022

(裏面)

新税率 (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)**【法人県民税】**

	区分	税率	
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円を超える法人 保険業法に規定する相互会社	法人税額の5.8%	法人税額の4.0%
	上記以外の法人	法人税額の5.0%	法人税額の3.2%

(注) 平成22年9月30日以前の解散(合併による解散を除きます。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割額を納付する法人は5.8%となります。

【法人事業税】

	区分	税率			
		平成20年10月1日以後、平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度		
電気供給業・ガス供給業・保険業	収入金額	0.7%	0.9%		
その他 の 事 業	特別法人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	
		年400万円超の所得及び清算所得(※)	3.6%	4.6%	
	外形標準課税対象法人 資本金の額又は出資金の額 が1億円超の法人(公益法人・特別法人・人格のない 社団・投資法人等を除きま す。)	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	
		年400万円超800万円以下の所得	2.2%	3.2%	
		年800万円超の所得及び清算所得(※)	2.9%	4.3%	
	その他の法人	付加価値額	0.48%	0.48%	
		資本金等の額	0.2%	0.2%	
		年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	
	3以上の都道府 県において事務 所等を有する法 人で、資本金の 額又は出資金の 額が1千万円以 上の法人	特別法人	年400万円超800万円以下の所得	4.0%	5.1%
			年800万円超の所得及び清算所得(※)	5.3%	6.7%
外形標準課税対象法人 資本金の額又は出資金の額 が1億円超の法人(公益法人・特別法人・人格のない 社団・投資法人等を除きま す。)		所得及び清算所得(※)	3.6%	4.6%	
		付加価値額	0.48%	0.48%	
資本金等の額	0.2%	0.2%			
その他の法人	所得及び清算所得(※)	5.3%	6.7%		

(※) 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

【地方法人特別税】

区分	税率	
	平成20年10月1日以後、平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の所得割額	148%	67.4%
外形標準課税対象法人以外の法人の所得割額	81%	43.2%
収入割額	81%	43.2%